

総合地球環境学研究所同位体環境学委員会規則

平成 25 年 7 月 23 日 制 定
規則第 32 号
令和 8 年 9 月 8 日 最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）に総合地球環境学研究所同位体環境学委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 同位体環境学に関する共同研究（以下「同位体環境学共同研究」という。）の企画立案に関すること
 - 二 同位体環境学共同研究の公募、審査及び採択に関すること
 - 三 安定同位体及び関連する分析機器の共同利用の推進に関すること
 - 四 その他同位体環境学共同研究に関すること
- 2 委員会は、前項第三号について審議する場合、総合地球環境学研究所実験施設運営委員会と協議するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 計測・分析部門長
 - 二 研究所の同位体環境学に係る研究領域の研究教育職員 若干名
 - 三 研究所外の同位体環境学に係る研究領域の学識経験者 若干名
 - 四 その他所長が必要と認める者 若干名
- 2 委員のうち、所外の委員は過半数とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、研究支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月23日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年9月8日から施行する。